平取町水防計画

令和８年９月修正

平取町防災会議

沿　　革

平成元年 10 月 23 日　平取町水防計画　承認
平成 29 年 1 月 31 日　一部修正
平成 31 年 1 月 30 日　一部修正
令和２年 3 月 13 日　一部修正
令和３年 2 月 26 日　一部修正
令和 4 年 3 月 16 日　一部修正
令和 5 年 3 月 16 日　一部修正
令和 6 年 3 月 1 日　一部修正
令和 8 年 9 月 25 日　一部修正

目　　次

第１章　総　則 ―― **Ｐ１**
第１節　目　的 ―― Ｐ１
第２節　水防の責任等 ―― Ｐ１
第１　平取町の水防責任 ―― Ｐ１
第２　処理すべき事務または業務 ―― Ｐ１
第３節　水防計画の作成及び変更 ―― Ｐ２
第４節　安全配慮 ―― Ｐ２

第２章　水防組織 ―― **Ｐ３**
第１節　町の水防組織 ―― Ｐ３
第１　町の組織 ―― Ｐ３
第２　水防対策本部の組織及び各対策部の所掌事務 ―― Ｐ３
第２節　消防機関の組織 ―― Ｐ３
第１　日高西部消防組合の組織 ―― Ｐ３
第２　消防団の組織等 ―― Ｐ３

第３章　重要水防箇所 **Ｐ３**

第４章　予報及び警報 ―― **Ｐ４**
第１節　水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容 ―― Ｐ４
第１　気象台が発表または伝達する注意報及び警報 ―― Ｐ４
第２　気象情報等の種類 Ｐ５
第３　大雨警報・洪水警報の危険度分布等 Ｐ６
第４　警報等の伝達経路及び手段 ―― Ｐ７
第２節　洪水予報河川における洪水予報 ―― Ｐ７
第１　種類及び発表基準 ―― Ｐ７
第２　国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報 ―― Ｐ８
第３節　水位周知河川における水位到達情報 ―― Ｐ８

第１　種類及び発表基準 ―― Ｐ　８
第２　国土交通省が行う水位到達情報の通知 ―― Ｐ　９
第４節　水防警報 Ｐ　９
第１　安全確保の原則 ―― Ｐ　９
第２　洪水時の河川に関する水防警報 ―― Ｐ１０

第５章　水位等の観測、通報及び公表 ―― Ｐ１２
第１節　水位の通報及び公表 ―― Ｐ１２
第２節　雨量の通報 ―― Ｐ１４

第６章　水防管理者等の情報収集 ―― Ｐ１５
第１節　気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集 ―― Ｐ１５

第７章　ダム・水門等の操作 ―― Ｐ１６
第１節　水門等の操作 ―― Ｐ１６
第２節　操作の連絡 ―― Ｐ１６

第８章　通信連絡 ―― Ｐ１７
第１節　水防通信網の確保 ―― Ｐ１７
第２節　東日本電信電話株式会社との「非常扱いの通話」の利用 ―― Ｐ１７
第３節　他機関の電気通信設備の優先利用等 ―― Ｐ１７

第９章　水防施設及び輸送 ―― Ｐ１８
第１節　水防倉庫及び水防資器材 ―― Ｐ１８
第２節　輸送の確保 ―― Ｐ１８

第 10 章　水防活動 ―― Ｐ１９
第１節　水防配備 ―― Ｐ１９
第１　町の非常配備 ―― Ｐ１９
第２　消防機関の非常配備 ―― Ｐ２０
第２節　巡視及び警戒 ―― Ｐ２１
第１　平常時の巡視 ―― Ｐ２１
第２　出水時の巡視 ―― Ｐ２１
第３節　水防作業 ―― Ｐ２１
第４節　緊急通行 ―― Ｐ２１
第５節　警戒区域の指定 ―― Ｐ２１
第１　警戒区域の設定 ―― Ｐ２１
第２　警察官の区域の設定 ―― Ｐ２２
第６節　避難のための立退き ―― Ｐ２２
第７節　決壊・漏水等の通報及びその後の措置 ―― Ｐ２２
第１　決壊・漏水等の通報 ―― Ｐ２２
第２　決壊等後の措置 ―― Ｐ２２
第８節　水防配備の解除 ―― Ｐ２３
第１　町の非常配備の解除 ―― Ｐ２３

第２　消防機関の非常配備の解除 ―― Ｐ２４

第 11 章　水防信号、水防標識及び身分証票 ―― Ｐ２４
第１節　水防信号 ―― Ｐ２４
第２節　水防標識 ―― Ｐ２４
第３節　身分証票 ―― Ｐ２５

第 12 章　協力及び応援 ―― Ｐ２６
第１節　河川管理者の協力 ―― Ｐ２６
第１　北海道開発局長の協力 ―― Ｐ２６
第２　北海道知事の協力 ―― Ｐ２６
第２節　水防管理団体相互間の応援 ―― Ｐ２６
第３節　警察官の援助要求 ―― Ｐ２６
第４節　自衛隊の派遣要請 ―― Ｐ２７
第５節　国（河川事務所、地方気象台）との連携 ―― Ｐ２７
第１　水防連絡会 ―― Ｐ２７
第２　ホットライン ―― Ｐ２７
第６節　企業（地元建設業等）との連携 ―― Ｐ２７
第７節　住民、自主防災組織等との連携 ―― Ｐ２７

第 13 章　費用負担と公用負担 ―― Ｐ２８
第１節　費用負担 ―― Ｐ２８
第２節　公用負担 ―― Ｐ２８
第１　公用負担 ―― Ｐ２８
第２　公用負担権限委任証 ―― Ｐ２８
第３　公用負担命令書 ―― Ｐ２９
第４　損失補填 ―― Ｐ２９

第 14 章　水防報告等 ―― Ｐ２９

第 15 章　水防訓練 ―― Ｐ３０

第 16 章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 ―― Ｐ３０
第１節　洪水対応 ―― Ｐ３０
第１　洪水想定区域の指定状況 ―― Ｐ３０
第２　洪水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び
浸水防止のための措置 ―― Ｐ３０
第３　要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための
措置に関する計画の作成等 ―― Ｐ３０
第４　洪水ハザードマップ等の配布 ―― Ｐ３０

第 17 章　水防協力団体 ―― Ｐ３１
第１節　水防協力団体の指定 ―― Ｐ３１
第２節　水防協力団体の業務 ―― Ｐ３１

第３節　水防協力団体の消防機関との連携 ―――――――――― Ｐ３１
第４節　水防協力団体の申請・指定及び運用―――――――――― Ｐ３１

別表１　平取町水防対策本部組織図 ―――――――――― Ｐ３２
別表２　平取町水防対策本部所掌事務 ―――――――――― Ｐ３３
別表３　日高西部消防組合組織図 ―――――――――― Ｐ３６
別表４　日高西部消防組合平取消防団組織図 ―――――――――― Ｐ３７
別表５　重要水防箇所判定基準（案）国管理 ―――――――――― Ｐ３８
別表６　重要水防箇所（国管理河川)―――――――――― Ｐ３９
別表７　水防報告様式 ―――――――――― Ｐ３８
資料１　平取町水防協力団体指定要領 ―――――――――― Ｐ４１
資料２　平取町における水防協力団体との水防協働活動実施要領 ―――――――Ｐ４５

第１章　総　則

第１節　目　的

この計画は、水防法（昭和２４年法律第１９３号、以下「法」という。）第４条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体である平取町が、第３３条第１項の規定に基づき、平取町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、平取町の地域にかかる河川、湖沼の洪水、内水（法第２条第１項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）を警戒、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第２節　水防の責任等

水防に関係がある各機関について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

第１　平取町の水防責任

平取町の区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第３条）

第２　処理すべき事務または業務

（１）平取町（水防管理団体）

①水防団員等の公務災害補償（法第６条の２）
②平常時における河川等の巡視（法第９条）
③浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第１５条）
④水位の通報（法第１２条第１項）
⑤消防機関の出動準備または出動（法第１７条）
⑥警戒区域の設定（法第２１条）
⑦警察官の援助の要求（法第２２条）
⑧他の水防管理者または市町村長もしくは消防長への応援要請（法第２３条）
⑨堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第２５条、法第２６条）
⑩公務負担（法第２８条）
⑪水防協力団体の指定（法第３６条）
⑫避難のための立ち退きの指示（法第２９条）
⑬水防訓練の実施（法第３２条の２）
⑭水防計画の策定、知事への届け出及び要旨の公表（法第３３条）

（２）平取町防災会議

①浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第１５条）

（３）北海道

①指定水防管理団体の指定（法第４条）
②水防計画の策定及び要旨の公表（法第７条第１項及び第７項）
③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第２２条の２）
④気象予報及び警報の伝達（法第１０条第３項）
⑤洪水予報の発表及び通知（法第１０条第３項、法第１１条第１項、法第１３条の４）
⑥水位の通報及び公表（法第１２条）
⑦水位周知河川の到達情報の通知及び周知（法第１３条第２項及び第３項）
⑧洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第１４条第１項、第２項及び第３項）
⑨水防警報の発表及び通知（法第１６条第１項、第２項及び第３項）

⑩避難のための立ち退きの指示（法第２９条）
⑪緊急時の水防管理者、水防団長または消防機関の長への指示（法第３０条）
⑫水防に関する勧告及び助言（法第４８条）
（３）国土交通省（室蘭開発建設部）
①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第２２条の２）
②洪水予報の発表及び通知（法第１０条第２項、気象業務法第１４条の２第２項）
③洪水予報または水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第１３条の２）
④水位情報の通知及び周知（法第１３条第１項）
⑤浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第１４条）
⑥水防警報の発表及び通知（法第１６条第１項及び第２項）
⑦重要河川における北海道知事等に対する指示（法第３１条）
⑧水防協力団体に対する情報の提供または指導もしくは助言（法第４０条）
⑨北海道等に対する水防に関する勧告及び助言（法第４８条）
（４）気象庁（室蘭地方気象台）
①気象予報及び警報の発表及び通知（法第１０条第１項、気象業務法第１４条の２第１項）
②洪水予報の発表及び通知（法第１０条第２項、法第１１条第１項並びに気象業務法第１４条の２第２項及び第３項）
（５）居住者等
①水防への従事（法第２４条）

第３節　水防計画の作成及び変更

町は毎年、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要がある時には変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、平取町防災会議に諮るとともに、北海道知事に届け出るものとする。

また、町は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

第４節　安全配慮

洪水又は内水（以下「洪水等」という。）のいずれにおいても、水防活動に従事する者の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の防災気象情報を入手可能な状態で実施する。
・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
・水防活動は、原則として複数人で行う。
・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
・指揮者または監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
・指揮者は水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
・出水期前に、水防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。

第２章　水防組織

第１節　町の水防組織

第１　町の組織

水防に関係のある警報・注意報等または地震等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等の危険が解除されるまで、町に平取町水防対策本部（以下「水防対策本部」という。）を設置し、水防事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

第２　水防対策本部の組織及び所掌事務

水防対策本部の組織及び各対策部の所掌事務は別表１、別表２のとおりする。

第２節　消防機関の組織

第１　日高西部消防組合の組織

日高西部消防組合の組織は、別表３のとおりである。

第２　消防団の組織等

日高西部消防組合平取消防団の組織及び分担区域は、別表４のとおりである。

第３章　重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水が溢れる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国管理河川における重要水防箇所の設定基準は別表４のとおりであり、平取町内の設定箇所及び氾濫した場合に氾濫水が町内に到達する設定箇所は、別表５のとおりである。

第４章　予報及び警報

第１節　水防活動の利用に適合する注意報及び警報等の種類並びに内容

第１　気象台が発表または伝達する注意報及び警報

室蘭地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を室蘭開発建設部及び日高振興局に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の名称と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報、特別警報の、名称及びそれらの発表基準は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・危険警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	レベル２ 大雨注意報	大雨により浸水害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用気象警報	レベル３ 大雨警報	大雨により重大な浸水害が発生するおそれがあると予想されたとき
	レベル４ 大雨危険警報	大雨により重大な浸水害が発生するおそれが大きいと予想されたとき
	レベル５ 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき
水防活動用洪水注意報	レベル２ 氾濫注意報 レベル２ 大雨注意報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	レベル３ 氾濫警報 レベル３ 大雨警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル４ 氾濫危険警報 レベル４ 大雨危険警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル５ 氾濫特別警報 レベル５ 大雨特別警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が切迫または既に発生しているおそれが著しく大きく、身の安全の確保が必要な場合

（大雨警報等を補足する情報）

種　　類	内　　容
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報（常時 10 分事に更新）
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報（常時 10 分毎に更新）
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルを統合して示す情報。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

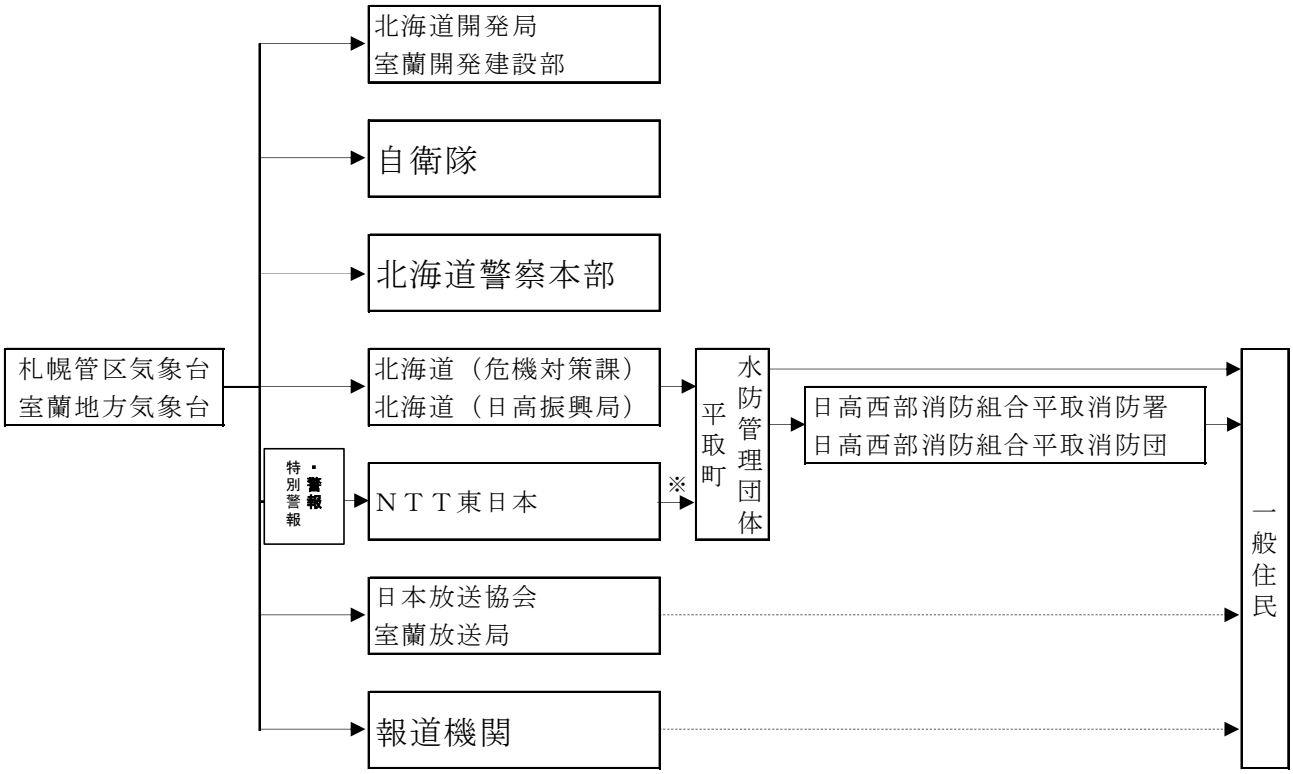
区　分	種　類	発表基準
レベル 2 大雨注意報	表面雨量指数基準 流域雨量指数 表面雨量指数	気象庁ホームページに珪砂入れている各種基準値による https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/muroran.html
レベル 3 大雨警報	表面雨量指数基準 流域雨量指数 表面雨量指数	
レベル 4 大雨危険警報	表面雨量指数基準 流域雨量指数基準	
記録的短時間 大雨情報	1 時間雨量	１００mm 以上

（大雨特別警報発表基準）

台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合

第２　警報等の伝達経路及び手段

水防管理者は、水防活動用気象予警報、洪水予報又は水防警報の通知を受けたときは、次により伝達を行うものとする。



※印は気象予警報・洪水予報発表時のみ

第２節　洪水予報河川における洪水予報

第１　種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、洪水予報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めてこれを一般に周知する。

また、避難情報の発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は次のとおりである。

情報の種類	発表基準
沙流川レベル２ 氾濫注意報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
沙流川レベル３ 氾濫警報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
沙流川レベル４ 氾濫危険警報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
沙流川レベル５ 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき ※レベル５氾濫特別警報と一体的に発表
沙流川レベル２ 氾濫注意報 （警報解除）	レベル４氾濫危険警報又はレベル３氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った時場合を除く）、又は氾濫警報発表中に、基準水位観測所の水位上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）
沙流川レベル２ 氾濫注意報解除	レベル５氾濫発生情報、レベル４氾濫危険警報、レベル３氾濫警報又はレベル２氾濫注意報を発表中に、基準観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

第２　国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

(1)洪水予報を行う河川名、区域

水系名	河川名	区　　域	関係水防管理者
沙流川	沙流川	左岸：自　沙流郡平取町字二風谷１５９番の３地先 至　海 右岸：自　沙流郡平取町字二風谷１２６番の９地先 至　海	平取町長 日高町長

(2)洪水予報の対象となる基準観測所

水系名	観測所名	基準地点位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位
沙流川	富川	河口より 2.7 km	3.3m	4.30m	5.50m	5.80m	7.1m
沙流川	平取	河口より 15.63km	22.8m	23.90m	26.30m	26.90m	29.4m

(3)洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
沙流川	室蘭開発建設部 室蘭地方気象台

第 3 節　水位周知河川における水位到達情報

第１　種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定されている洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水表管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知するさせる。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への当辣情報（レベル 3 氾濫警戒情報）（氾濫注意水位を下回ったとき場合の情報（レベル 2 氾濫注意情報の解除）を含む。）、レベル 5 氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は次のとおりである。

情報の種類	発表基準
レベル 2 氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
レベル 3 氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
レベル 4 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
レベル 5 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき
レベル 2 氾濫注意情報解除	レベル 5 氾濫発生情報、レベル 4 氾濫危険情報、レベル 3 氾濫警戒情報又はレベル 2 氾濫注意情報を発表中に、基準観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

第２　国土交通省が行う水位到達情報の通知

（１）水位到達情報の通知を行う河川名、区域

水系名	河川名	区　　域	関係水防管理者
沙流川	沙流川	左岸:自　沙流郡平取町字荷負167番の22地先、長知内橋下流端 至　沙流郡平取町字荷負65番の1地先 右岸:自　沙流郡平取町字長知内106番の2地先、長知内橋下流端 至　沙流郡平取町字長知内5番の8地先	平取町長

（２）水位到達情報通知の対象となる基準観測所

水系名	観測所名	基準地点位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位
沙流川	幌毛志橋	沙流川	59.5m	60.00m	60.20m	60.40m	61.2m

（３）水位到達情報通知の実施担当官署

通知区域名	担当官署
沙流川	室蘭開発建設部

第４節　水防警報

法第１６条の規定により、国土交通大臣及び知事が指定した河川において、洪水によって災害が発生するおそれがあるときには、水防警報が発表され、大臣又は知事を通じて通知が行われる。

第１　安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるときに、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

第２　洪水時の河川に関する水防警報

国土交通大臣が指定した河川に水防警報が発せられたときは、知事から直ちに通知が行われる。

(1)河川における水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内　　容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出動する必要がある旨警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
※地震による堤防の漏水、沈下等の場合、上記に準じて水防警報を発表する		

(2)国土交通省が行う水防警報

①国土交通大臣（室蘭開発建設部）が水防警報を行う河川名、区域

水系	河川	水防警報区間
沙流川	幹川	左岸：自　沙流郡平取町字二風谷１５９番の３地先 至　海 右岸：自　沙流郡平取町字二風谷１２６番の９地先 至　海

②水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	基準地点位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	関係水防管理団体
沙流川	富川	河口より2.7km	3.30m	4.30m	5.50m	5.80m	6.95m	日高町
沙流川	平取	河口より15.63km	22.80m	23.90m	26.30m	26.90m	27.42m	平取町

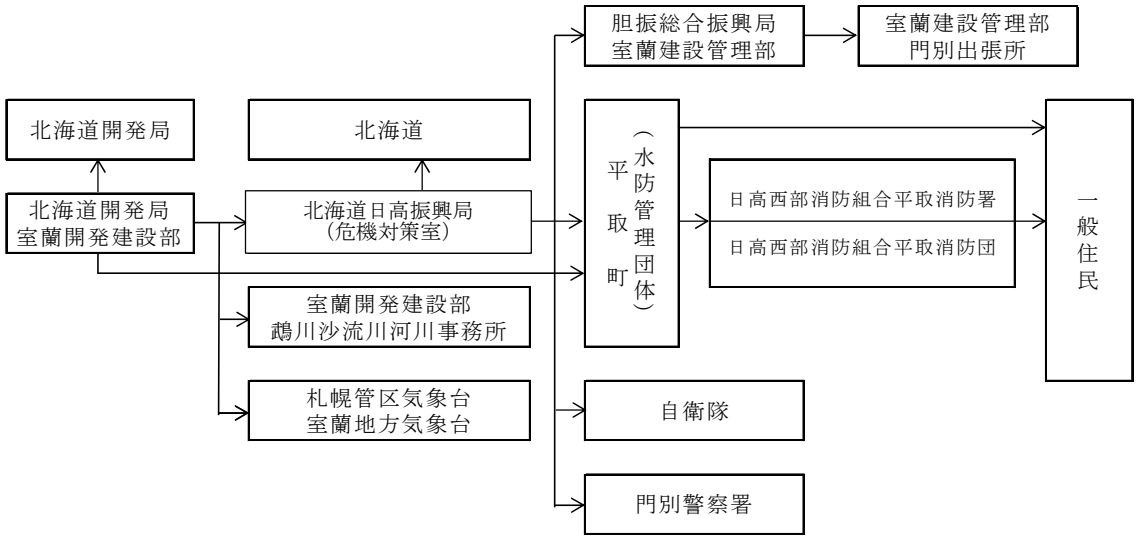
③水防警報の担当官署

予報区域名	担当官署
沙流川	室蘭開発建設部

④水防警報伝達経路図

国土交通大臣（室蘭開発建設部）が行う水防警報伝達系統図

水防警報伝達経路図



第５章　水位等の観測、通報及び公表

第１節　水位の通報及び公表

町内における雨量観測所、水位観測所の位置は次のとおりである。

(1)雨量観測所

河川名	観測所名	管理者	所在地
沙流川	平取	室蘭開発建設部	本町
沙流川	ダム管理所	室蘭開発建設部	字二風谷 24 番地 4
沙流川	振内	室蘭開発建設部	振内町国有林内
額平川	豊糠	室蘭開発建設部	字豊糠 47 番地 7
額平川	幌尻	室蘭開発建設部	振内町国有林内
仁世宇川	仁世宇	室蘭開発建設部	振内町国有林内
貫気別川	上貫気別	室蘭開発建設部	字旭 31 番地 17
宿主別川	宿主別	室蘭開発建設部	振内町国有林内
貫気別川	旭	室蘭地方気象台	字旭 157 番地 6
沙流川	仁世宇	室蘭地方気象台	字仁世宇 8 番地 9
糠平川	平取ダム	室蘭開発建設部	字芽生 83-1 番地先

(2)水位観測所

河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	管理者	観測所位置
沙流川	富川	3.30m	4.30m	5.50m	5.80m	6.93m	室蘭開発建設部	沙流川橋下流 110m
沙流川	平取	22.80m	23.90m	26.30m	26.90m	27.42m	室蘭開発建設部	新平取大橋下流約 400m
額平川	額平川	71.48m	73.00m	－	74.71m	－	室蘭建設管理部	貫気別橋地点
貫気別川	貫気別川	75.24m	75.95m	－	77.22m	77.22m	室蘭建設管理部	
貫気別川	貫気別川旭	124.75m	125.31m	－	126.83m	126.83m	室蘭建設管理部	世多内橋地点
沙流川＊１	幌毛志橋	－	60.00m	60.20m	60.40m	－	室蘭開発建設部	幌毛志橋
額平川	貫気別	－	－	－	－	－	室蘭開発建設部	貫気別橋下流約 1.3km
糠平川	豊糠						室蘭建設管理部	幌御橋下流約 1.0 ㎞
宿主別川	宿主別川上流	－	－	－	－	－	室蘭建設管理部	平取ダム上流訳 3.2 ㎞
糠平川	平取ダム下流						室蘭建設管理部	平取ダム下流約 0.6 ㎞

水防団待機水位：**水防団などの水防関係機関が水防活動を行うための体制を執る目安となる水位**

氾濫注意水位：**河岸の崩壊、洗掘等の災害が発生する可能性があるため、災害に備えて水防関係機関に出動を要請し、警戒にあたる必要がある水位、又水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位**

避難判断水位：**町長の高齢者等避難等の発令判断の目安となる水位**

氾濫危険水位：**町長の避難指示等の発令判断の目安となる水位**

計画高水位：**河川整備の目標としている水位**

＊１　水位周知河川：国土交通大臣又は知事が洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。当該河川の水位があらかじめ定めた洪水特別警戒水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

(3)水位の通報

北海道開発局及び北海道の所管する観測所の水位が水防団待機水位を超えた時の通報は、その水位データを国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより行われる。

(4)障害時の水位の通報

北海道開発局及び北海道の所管する観測所の水位が下記のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、電話、ファクシミリ、電子メール等により通報が行われる　。

①水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
②氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
③氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び、氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時。
④氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
⑤水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
⑥上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

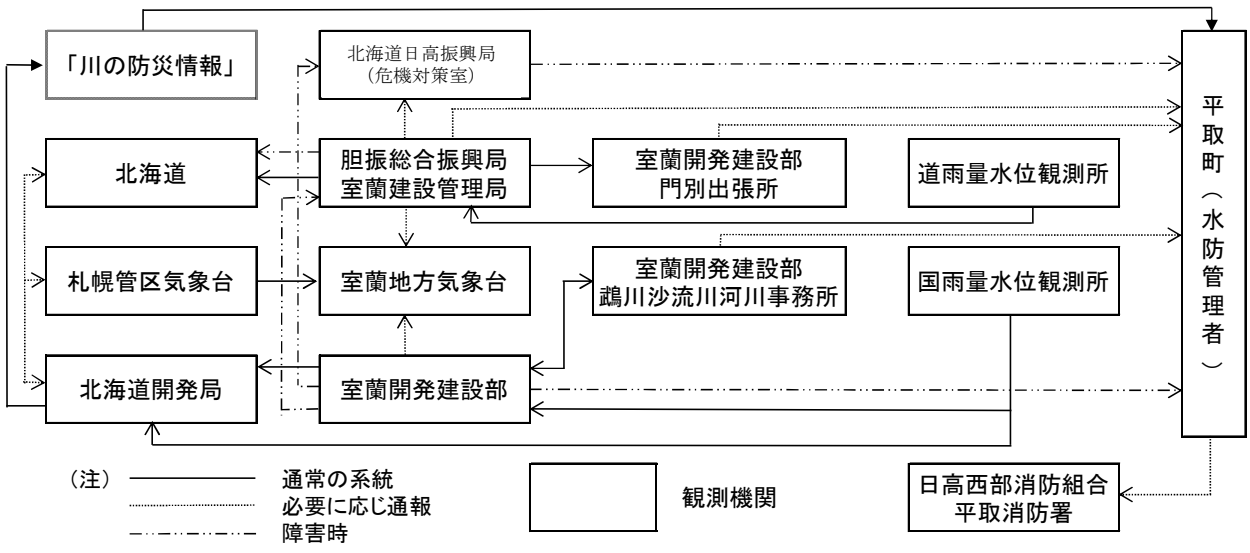
(5)水位の公表

北海道開発局及び北海道は、管理する観測所の水位データを国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページで常時公表しており、法第１２条の規定による氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの水位の公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載して行われる。

・国土交通省「川の防災情報」
　https://www.river.go.jp/
・国土交通省「市町村向け川の防災情報」
　http://city.river.go.jp/
　（注：ID・パスワードにより利用、携帯電話用有り）

(6)水位等通報系統図

雨量及び水位通報に関する連絡系統図



第２節　雨量の通報

⑴雨量の通報

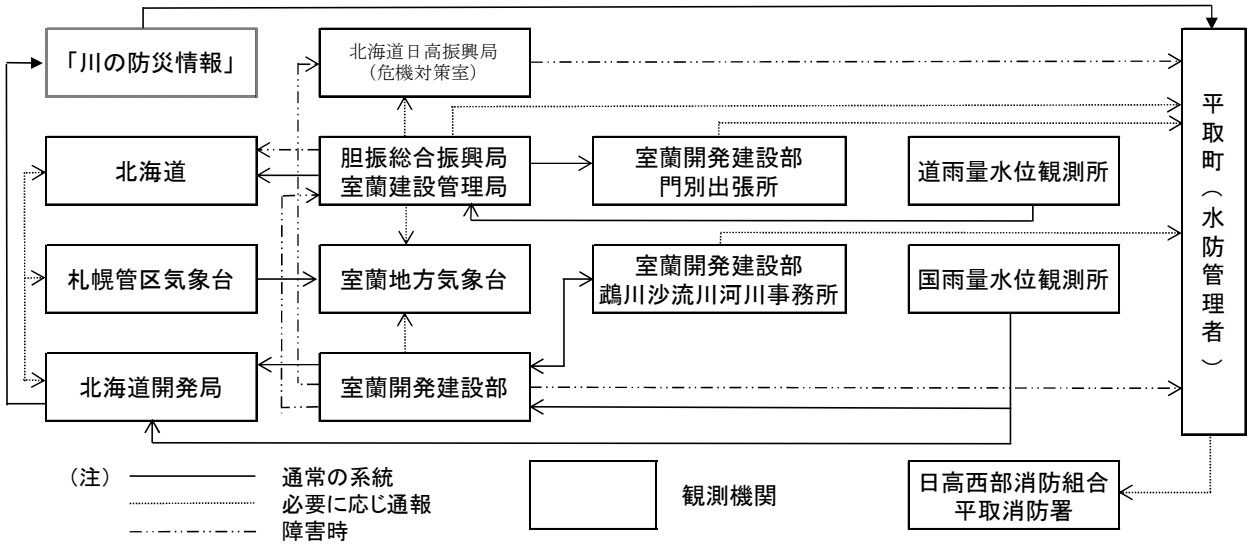
気象庁及び北海道の所管する観測所の雨量の通報は、国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより行われる。

⑵障害時の雨量の通報

気象庁及び北海道の所管する観測所の雨量が次のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により、上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況等を電話、ファクシミリ、電子メール等により通報が行われる。

⑶雨量通報系統図

雨量及び水位通報に関する連絡系統図



第６章　水防管理者等の情報収集

第１節　気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。

水位活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、または洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている国土交通省及び気象庁の防災情報、テレビ、ラジオ等を活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集を行う。

(1)市町村向けの防災情報提供

名　　称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「市町村向け川の防災情報」（統一河川情報システム）	https://city.river.go.jp/	雨量、水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
気象庁 防災情報提供システム	https://www.jma.go.jp/bosai/	気象情報、解析雨量、警報級の可能性、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト（降水・雷・竜巻）、高解像度降水ナウキャスト、洪水警報の危険度分布、大雨警報（浸水害）の危険度分布、流域雨量指数の予想値 等

(2)一般向けの防災情報提供

名　　称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量、水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
北海道防災情報システム	https://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、警報級の可能性、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト（降水・雷・竜巻）、洪水警報の危険度分布、大雨警報（浸水害）の危険度分布　等
室蘭地方気象台ホームページ	https://www.jma-net.go.jp/muroran/	気象情報、解析雨量、警報級の可能性、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト（降水・雷・竜巻）、高解像度降水ナウキャスト、洪水警報の危険度分布、大雨警報（浸水害）の危険度分布　等
河川リアルタイム情報システム	http://info-dam.hdb.hkd.mlit.go.jp/river/	河川水位超過局一覧、現在、平常時の川の様子
ダムリアルタイム情報	http://info-dam.hdb.hkd.mlit.go.jp/dam/	ダム近況図(貯水位)、ダム状況(流入･放流)
平取町防災情報メール	https://raiden3.ktaiwork.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス

第７章　ダム・水門等の操作

第１節　水門等の操作

(1)　河川区間の水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとるする。

(2)　水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、または雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時または洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第２節　操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡するものとする。

連絡系統については、各施設の操作規則等に基づき連絡するものとする。

第８章　通信連絡

第１節　水防通信網の確保

(1)　通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努める。

(2)　水防管理団体の通信連絡

町の通信連絡は、一般有線通信及び携帯電話によるほか、北海道総合行政ネットワーク（地上系防災行政無線及び衛星系通信システム）等を用いて行う。

第２節　「災害時優先通信」の利用

(1)　災害時優先通信の取り扱い

災害時により電話が混み合った場合には、 発信規制や接続規制といった通信規制（大災害時には約 90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発進や被災地への接続が困難となる。

これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第 27 条第 2 項及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

(2)　災害時優先通信の申込方

利用にあたっては、電気通信事業者（各電話会社等）へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を地用できるのかをわかるようにしておく。

第３節　他機関の電気通信設備の優先利用等

法第２７条の規定により、水防管理者及び消防機関の長は、水防上緊急を要する通信のため、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、または次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

(1)　北海道総合行政情報ネットワーク

(2)　日高西部消防組合通信施設

(3)　北海道警察本部通信施設

(4)　自衛隊通信施設

第９章　水防施設及び輸送

第１節　水防倉庫及び水防資器材

第１　町の水防資器材

町における水防資器材の備蓄場所及び備蓄状況は別綴：防災備蓄計画のとおりである。なお、消耗資材については、町が保有するもののほか、必要に応じ発注調達する。

第２　国の災害対策用機械の貸し出し

水防活動に災害対策用機械が必要になったときには、室蘭開発建設部に出動要請し、北海道開発局が保有する災害対策用機械の貸し出しを受けるものとする。

第２節　輸送の確保

第１　輸送路線の確保

水防管理者は、経路等についてあらかじめ調査し、水防資器材の調達及び作業員等の輸送を確保する。

第２　輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、運輸関係機関等及び他の機関に応援を要請するほか、民間車両を借り上げるものとする。

第１０章　水防活動

第１節　水防配備

第１　町の非常配備

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水等のおそれのあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務を処理するものとする。

水防管理者の発する非常配備の基準及び内容は次のとおりである。なお、水防対策準備本部及び水防対策本部の設置基準は、災害対策本部に準じるものとする。

区　分	配備の時期	配備の内容	任務	担当部署
警戒 レベル１	１　早期注意情報が発表されたとき	準備体制とし、情報収集及び情報共有	１ 情報収集 ２ 関係機関との連絡	まちづくり課長 防災係 ※職員自宅待機
警戒 レベル２	１．レベル２大雨注意報又は レベル２土砂災害注意報発表後、時系列情報（明日までの警報等の見通し）において警戒（赤）が表示されたとき。 ２．レベル２氾濫注意報又は レベル２氾濫注意情報の発表	準備体制とし、次の配備体制に移行し得る体制をとる。 避難所開設する際は災害対策本部設置。	１ 情報収集 ２ 関係機関との連絡	総務課長 産業課長 税務課長 観光商工課長 農委事務局長 建設水道課長 議会事務局長 保健福祉課長 ふれあいｾﾝﾀｰ長 ｱｲﾇ施策推進課長 生涯学習課長 学校教育課長 文化財課長 国保病院事務長 平取消防署長 ※状況に応じて職員招集
警戒 レベル３	１．レベル３大雨警報 レベル３土砂災害警報 レベル３氾濫警報 レベル３氾濫警戒情報 震度４の地震が発生 ２．その他町長が必要と認めたとき。	災害対策本部設置。 非常警戒体制とし、各対策部は直ちに次の配備体制に移行できるよう体制を確立する。	１ 高齢者等避難 ２ 応急措置の実施	
警戒 レベル４	１．レベル４大雨危険警報 レベル４土砂災害危険警報 レベル４氾濫危険警報 レベル４氾濫危険情報 が発表されたとき。 ２．震度５弱の地震が発生 ３．その他町長が必要と認めたとき。	各対策部は直ちに災害応急活動ができる体制をとる。	１　避難指示 ２ 災害業務全般の実施	各係長職以上の職員
警戒 レベル５	１．レベル５大雨特別警報 レベル５土砂災害特別警報 レベル５氾濫特別警報 レベル５氾濫発生情報 が発表されたとき。 ２．予想されない重大な災害が発生したとき。 ３．震度５強以上の地震が発生	命を守るための最善の行動をとる。	１　緊急安全確を可能な範囲で発令	全職員

第２　消防機関の非常配備

消防機関の非常配備の基準及び内容は次のとおりである。

種別	配備時期	配備内容
待機	１．水防警報河川に水防警報（待機）が発表されたとき。 ２．沙流川に洪水の情報が発表され、待機を必要と認めたとき。 ３．レベル 3 大雨警報、レベル 3 氾濫警報が発表され、または河川等の状況により待機を必要と認めたとき。 ４．北海道知事から待機の指示を受けたとき。	・幹部職員以上の招集を行い、状況に応じ直ちに出動できるよう非番職員に対しては、自宅待機を指示する。 ・重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行うこと。 ・予想される災害の状況程度によって幹部職員以下の一部職員を招集し、消防団幹部に対して自宅待機の指示を行う。
準備	１．水防警報河川に水防警報（準備）が発表されたとき。 ２．レベル 3 大雨警報、レベル 3 氾濫警報が発表され、または河川等の状況により水防活動の準備を必要と認めたとき。 ３．北海道知事からの出動準備の指示を受けたとき。	・水防対策本部に消防署長の派遣を行い、連絡情報の収集に努めること。 ・非番職員を招集し、各隊の編成を行うこと。 ・出動車両の点検整備等を行うこと。 ・水防資機材及び各隊装備機材の整備・準備を行うこと。 ・出動の場合の順路を検討し、これに伴う対策の確認を行うこと。 ・消防職員全員及び消防団幹部を招集し重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと。
出動	１．水防警報河川に水防警報（出動）が発表されたとき。 ２．雨量、水位、流量その他状況により、沙流川が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 ３．レベル 3 大雨警報、レベル 3 氾濫警報が発表され、または雨量、水位、流量その他の状況により堤防等の溢水、決壊のおそれがあるとき。 ４．北海道知事からの出動の指示を受けたとき。	・団員の全員を招集し、隊の編成を再度行い、現地に出動し水防活動及び避難救助活動を行うこと。
解除	水防管理者より解除の指令を受けたとき。	

第２節　巡視及び警戒

第１　平常時の巡視

水防管理者、消防機関の長は、随時区域内の河川、堤防防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めることができる。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者が出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所または洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会または共同で行うことを求めることができる。

第２　出水時の巡視

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し通知するとともに、重要水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに日高振興局長及び河川等の管理者に報告するとともに速やかに水防作業を実施しなければならない。

監視に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

①堤防から水が溢れるおそれのある箇所の水位の上昇

②堤防の上端の亀裂または沈下

③川の堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂または欠け崩れ

④居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂または欠け崩れ

⑤水門等の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合

⑥橋梁その他の構築物と堤防との取り付け部分の異状

第３節　水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、 自身の避難を優先する。

第４節　緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。また、水防管理団体は、法第 19 条第 1 項の規程により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第５節　警戒区域の指定

第１　警戒区域の設定

法第２１条第１項の規定に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域から退去を命ずることができるものとする。

第２　警察官の区域の設定

前第１に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者から要請のあったときは、警察官は消防機関に属する職権を行うことができるものとする。

第６節　避難のための立退き

①洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、門別警察署長にその旨を通知するものとする。

②水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を日高振興局長に速やかに報告するものとする。

③水防管理者は、門別警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について立ち退きを計画し、立ち退き先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。

第７節　決壊・漏水等の通報及びその後の措置

第１　決壊・漏水等の通報

河川管理者が、その管理する河川について、、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を北海道知事その他関係者に通報するものとする。

通報を受けた知事は、、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

第２　決壊・漏水等の通報

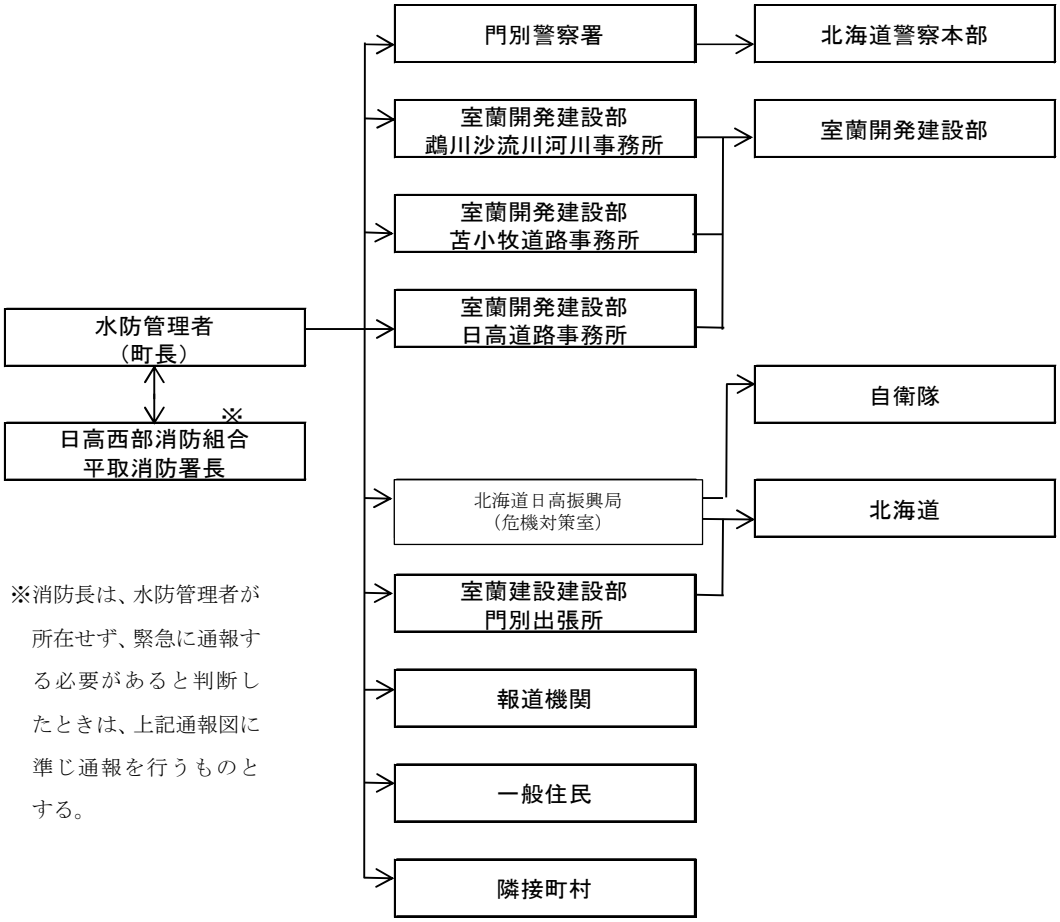
水防に際し、堤防・ダムその他の施設が決壊したとき、または越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させる ものとする。

なお、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連 絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。



※消防長は、水防管理者が所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報図に準じ通報を行うものとする。

第３　氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

氾濫・決壊・漏水等の通報は、「氾濫・決壊・漏水等 の通報に係る運用指針」を踏まえて実施する。なお、本運用において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、 河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。また、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。水災による被災の危険があるにも関わらず巡視等の実施を行うなど、河川管理者に網羅的な把握を行うことまで求めるものでは ないこととする。

第４　決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、または越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第８節　水防配備の解除

第１　町の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたときなど、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

第２　消防機関の非常配備の解除

消防機関の長は、水位の低下などにより水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときに、消防機関の非常配備を解除する。

第１１章　水防信号、水防標識及び身分証票

第１節　水防信号

法第２０条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

第１信号　氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第２信号　消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号
第１信号	○休止　○休止　○休止	約5秒　15秒　5秒　15秒　5秒　15秒　5秒　15秒 ○－休　止－○－休　止－○－休　止－○－休　止
第２信号	○－○－○　○－○－○	約5秒　6秒　5秒　6秒　5秒　6秒　5秒　6秒 ○－休　止－○－休　止－○－休　止－○－休　止
第３信号	○－○－○－○　○－○－○－○	約10秒　5秒　10秒　5秒　10秒　5秒　10秒　5秒 ○－休　止－○－休　止－○－休　止－○－休　止
第４信号	乱　打	約1分　5秒　1分 ○－休　止－○－

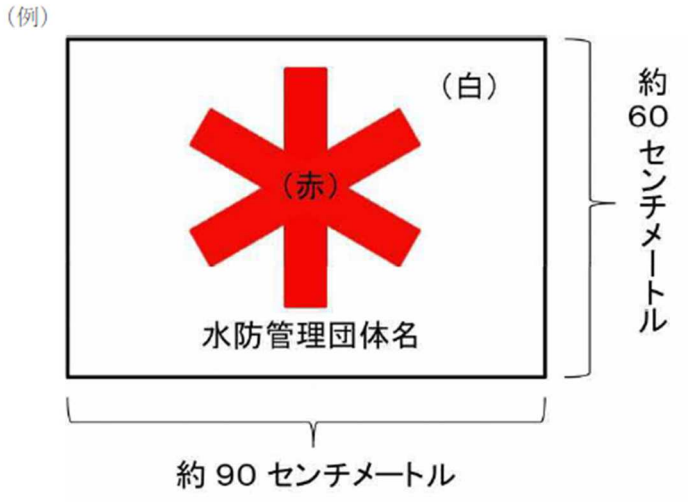
備考　１　信号は適宜の時間継続すること。

２　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用をすることを妨げないこと。

３　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

第２節　水防標識

水防のために出動する車両等の法第１８条の規定による知事の定めた標識は、次のとおりである。



第３節　身分証票

法第４９条の規定により、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する町の職員及び消防機関に属する者の身分証票は、次のとおりとする。

（表）（例）

第　　号

身分証票

住　所

氏　名

職　名

上記の者は、水防法第 49 条第１項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。

年　　月　　日

○○市長

氏　　名

（裏）（例）

（１）本証は水防法第 49 条第２項による立入証である。

（２）本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。

（３）記名以外の者の使用を禁ずる。

（４）本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第１２章　協力及び応援

第１節　河川管理者の協力

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、河川管理者（北海道開発局または北海道知事）に対し、次のような協力を求めることができる。

第１　北海道開発局長の協力

河川管理者（北海道開発局長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

（１）水防管理団体に対して、河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供

（２）水防管理団体に対して、氾濫（決壊または溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合の通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

（３）堤防またはダムが決壊したとき、または越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般町民への周知

（４）重要水防箇所の合同点検の実施

（５）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

（６）水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材または備蓄資器材の提供

（７）洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行なうための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣

第２　北海道知事の協力

（１）水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供

（２）重要水防箇所の合同点検の実施

（３）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

（４）水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材または備蓄資器材の提供

第２節　水防管理団体相互間の応援

法第２３条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者または市町村長もしくは消防長に対して、応援を求めることができる。

応援を求められた者は、自らの水防に支障がない限り、その求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

第３節　警察官の援助要求

法第２２条の規定により、水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ門別警察署長と協議しておくものとする。

第４節　自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第６８条の２に基づき、北海道知事（日高振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を依頼することができる。

派遣要請の依頼に当たっては、次の事項を明らかにするものとする。

①災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

②派遣を希望する期間

③派遣を希望する区域及び活動内容

④派遣部隊を展開する場所

⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の養成を依頼するいとまがないないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第５節　国（河川事務所、地方気象台等）との連携

第１　水防連絡会

町は、鵡川・沙流川減災対策協議会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川について情報収集を行う。

第２　ホットライン

町は河川の水位状況等については、苫小牧河川事務所とのホットラインにより、また、気象状況については、地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第６節　企業（地元建設業等）との連携

町は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関して平取町建設協会と協定を締結している。

第７節　住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第１３章　費用負担と公用負担

第１節　費用負担

町の水防に要する費用は、法第４１条により町が負担するものとする。

ただし、町の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において、その費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあっせんを申請するものとする。

（１）法第２３条の規定による応援のための費用

（２）法第４２条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第２節　公用負担

第１　公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者または消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

（１）必要な土地の一時使用

（２）土石、竹木その他の資材の使用もしくは収用

（３）車両その他の運搬用機器の使用

（４）工作物その他の障害物の処分

第２　公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第　　号

公　用　負　担　権　限　委　任　証

住所：

職名：

氏名：

上記の者に、　　区域における水防法第２８条第１項の権限行使について委任したことを証明する。

年　　月　　日

委任者　平取町水防管理者

平取町長　　㊞

第３　公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者またはこれに準ずる者に交付するものとする。

第　　号

公　用　負　担　命　令　書

住所：
氏名：

水防法第２８条第１項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。

１　目的物
(1)所在地
(2)名　称
(3)種　類
(4)数　量

２　負担内容
（使用、収用、処分等について詳記すること）

年　　月　　日

命令者　職　　氏名　　㊞

第４　損失補償

町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補填するものとする。

第１４章　水防報告等

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに日高振興局長に報告する。(別表７)

（１）水防団及び消防機関を出動させたとき
（２）他の水防管理者に応援を求めたとき
（３）その他報告を必要と認める事態が発生したとき

第１５章　水防訓練

水防管理者は、毎年出水期前に消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

第１６章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保

第１節　洪水対応

第１　洪水想定区域の指定状況

国土交通省及び北海道は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表する。

第２　洪水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

洪水予報指定河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、平取町地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

（１）洪水予報、水位到達情報の伝達方法

（２）避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

（３）浸水想定区域内に法第１５条の規定による地下街及び要配慮者利用施設がある場合は、これらの施設の名称及び所在地

第３　要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第１項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設 の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者 利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行わなければならない。なお、市町村長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の所有者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、市町村長は、同指示を受けた当該要配 慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第４　洪水ハザードマップ等の配布

町では、浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布するものとする。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、町のホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態とするほか、そのハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを醸成し、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

第１７章　水防協力団体

第１節　水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第２節　水防協力団体の業務

（１）水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
（２）水防に必要な器具、資材または設備の保管、提供
（３）水防に関する情報または資料の収集、提供
（４）水防に関する調査研究
（５）水防に関する知識の普及、啓発
（６）前各号に附帯する業務

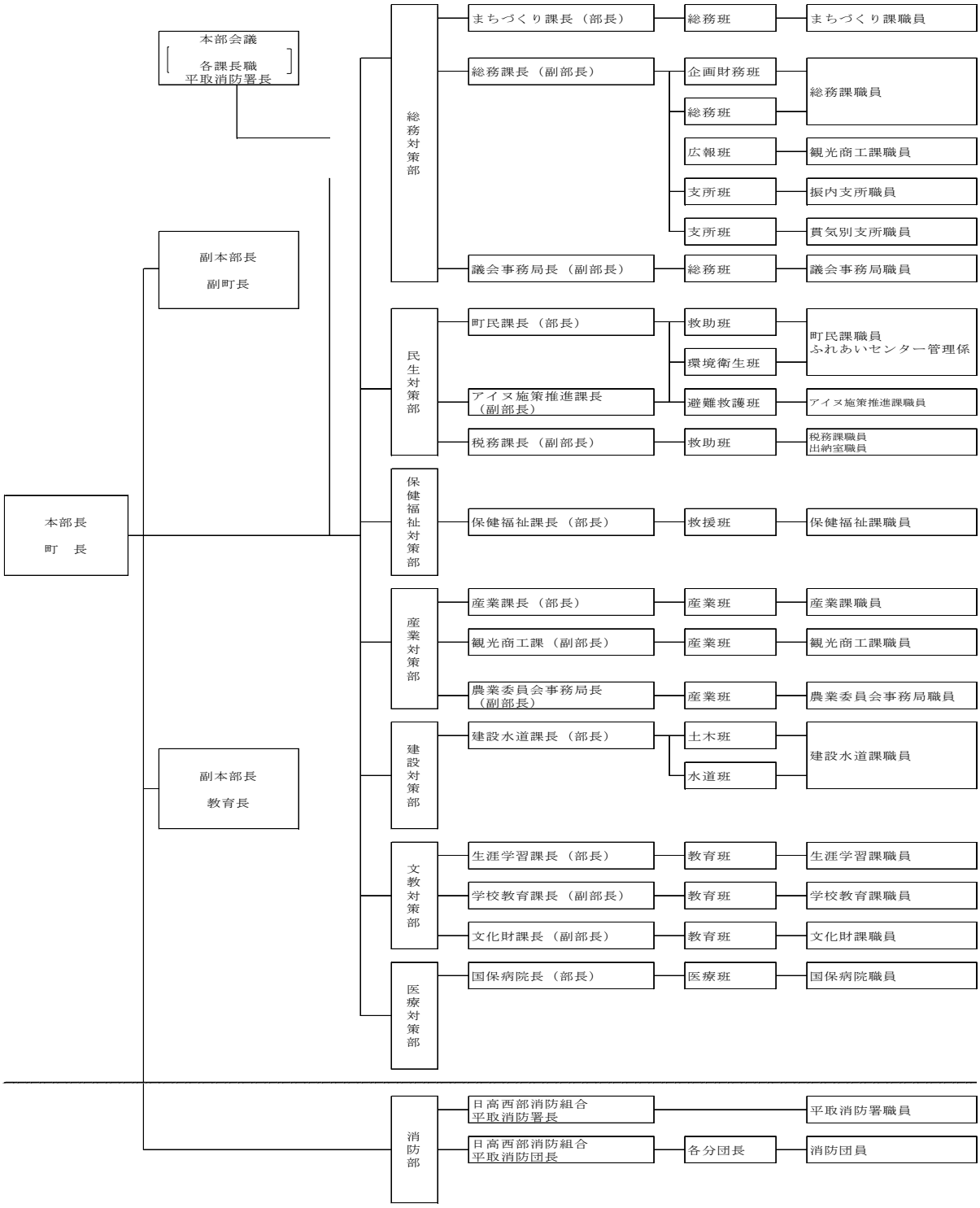
第３節　水防協力団体の消防機関との連携

水防協力団体は、消防機関との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。
また、水防協力団体は、毎年消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第４節　水防協力団体の申請・指定及び運用

町は、水防協力団体の申請があった場合は、資料１基に指定することとする。また、指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。
水防協力団体の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるよう、資料２によるものとる。

別表１　平取町水防対策本部組織図



別表２【平取町水防対策本部所掌事務】

部　　名	班　名	業　　務　　内　　容	
総務対策部	総務班	1	災害対策本部の設置及び廃止に関すること。
		2	防災会議に関すること。
		3	災害対策本部の総括に関すること。
		4	気予警報の収集及び伝達に関すること。
		5	関係機関との連絡調整に関すること。
		6	各部との連絡調整及び受援体制に関すること。
		7	災害の情報の報告に関すること。
		8	災害救助法に関すること。
		9	自衛隊の派遣要請に関すること。
		10	消防組合の出動に関すること。
		11	町民に対する避難の指示に関すること。
		12	出動状況の記録に関すること。
		13	庁舎の警備に関すること。
		14	公用車に関すること。
		15	災害状況の調査に関すること。
		16	行方不明者の捜索に関すること。
		17	町民に対する気象情報及び災害情報の伝達に関すること。
		18	災害時における労務の供給計画及び実施に関すること。
		19	町議会との連絡調整に関すること。
		20	義援金品の受付及び配分に関すること。
		21	被災者に対する見舞金に関すること。
		22	その他、各部に属さない事項。
	広報班	1	災害情報の収集に関すること
		2	報道機関との連絡調整に関すること。
		3	災害時の写真記録に関すること。
		4	災害資料の取りまとめに関すること。
		5	その他、災害広報に関すること。
	企画財務班	1	動員職員に対する食糧等の調達に関すること。
		2	災害対策の予算措置に関すること。
		3	災害時における支払資金の調達に関すること。
		4	災害時における応急食糧等の供給計画及び実施に関すること。
	支所班	1	災害情報の収集、本部に対する報告に関すること。
		2	庁内の非常体制に関すること。
		3	支所管内の住家被害、人的被害の調査及び応急対策に関すること。
		4	気象情報の伝達に関すること。
		5	その他、本部長指示のあった事項に関すること。

部　　名	班　名	業　　務　　内　　容	
民生対策部	救助班	1	被災者の救出・救助及び応急的救助施設に関すること。
		2	災害地の被害施設の応急作業に関すること。
		3	救助日誌の記録に関すること。
		4	被災者の応急炊き出しに関すること。
		5	自衛隊及び協力団体等の作業に関すること。
		6	被災町民に対する町税の減免及び猶予に関すること。
	環境衛生班	1	災害地の防疫及び清掃計画並びに実施に関すること。
		2	災害時における廃棄物処理に関すること。
		3	死体の処理及び埋葬に関すること。
		4	浄化槽施設の被害調査に関すること。
	避難救護班	1	被災者の避難誘導及び避難状況の記録並びに報告に関すること。
		2	避難所の設置に関すること。
保健福祉対策部	救援班	1	一般住家被害、人的被害の調査及び救急対策に関すること。
		2	日赤その他民間団体、個人に対する協力要請及び連絡調整に関すること。
		3	被災者に対する生活支援に関すること。
		4	社会福祉施設の被害調査及び報告に関すること。
		5	被災者相談所の設置及び運営に関すること。
		6	要援護者の援助対策に関すること。
		7	静内地域保健室等との連絡調整に関すること。
産業対策部	産業班	1	農地及び農業用施設並びに農作物等の被害調査に関すること。
		2	被災農家の調査及び援護対策に関すること。
		3	農作物の病害虫の防疫に関すること。
		4	治山・治水対策に関すること。
		5	林野火災予防対策に関すること。
		6	被災林野の調査及び援護対策に関すること。
		7	林野の病害虫の防疫に関すること。
		8	林業関係施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること。
		9	災害復旧用木材の払い下げに関すること。
		10	家畜の防疫伝染病予防対策に関すること。
		11	災害地の家畜飼料の確保に関すること。
		12	死亡獣畜処理に関すること。
		13	災害時における商工業者等の被害調査に関すること。
		14	被災商工業者に対する金融措置及び復旧対策に関すること。
		15	観光・公園施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること。
		16	観光業者の被害調査及び援護対策に関すること。

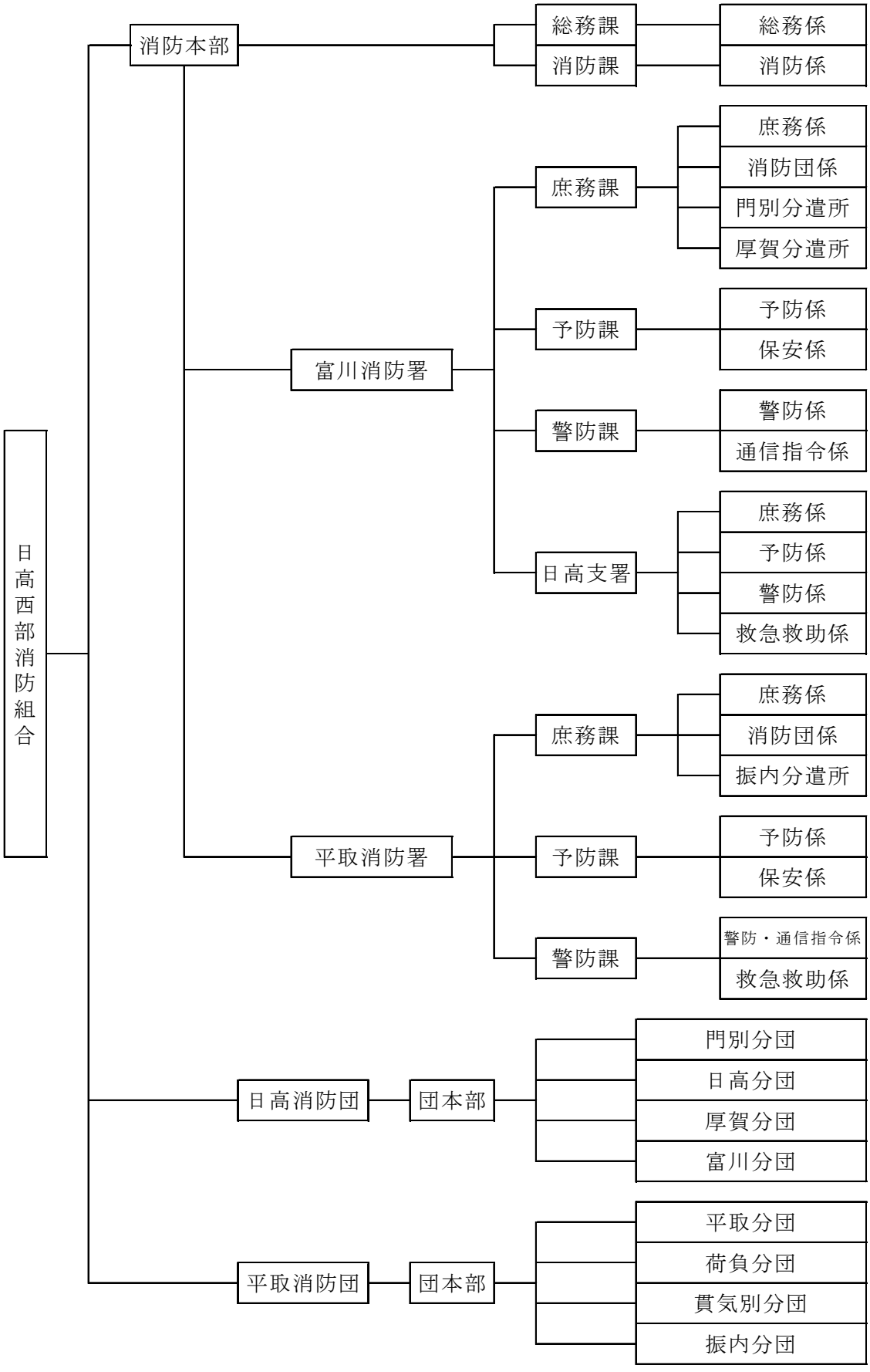
部　　名	班　名	業　　務　　内　　容	
建設対策部	土木班	1	道路、橋梁、河川等の被害調査及び災害地の交通不能箇所の調査に関すると。
		2	災害に対する土木施設の防備計画及びその施行に関すること。
		3	土木関係被害のとりまとめに関すること。
		4	応急作業に必要な資材の確保に関すること。
		5	応急作業従事者の応援要請に関すること。
		6	災害地の交通不能箇所の調査および通行路線の決定に関すること。
		7	障害物の除去に関すること。
		8	被災者の公営住宅の入居に関すること。
		9	その他、土木被害の復旧に関すること。
	水道班	1	災害時における飲料水供給及び資材の確保に関すること。
		2	災害時における飲料水供給施設の確保に関すること。
		3	水道施設の応急対策及び復旧対策に関すること。
		4	雑排水施設の応急対策及び復旧対策に関すること。
文教対策部	教育班	1	学校施設の被害状況の調査及び応急復旧対策に関すること。
		2	各学校間の連絡調整に関すること。
		3	児童及び生徒の応急教育に関すること。
		4	児童及び生徒の心のケアに関すること。
		5	被災児童及び生徒に対する学用品の給与に関すること。
		6	被災児童及び生徒に対する防疫及び給食に関すること。
		7	児童及び生徒の保護計画並びにその実施に関すること。
		8	児童及び生徒の収容並びに施設の判定に関すること。
		9	児童及び生徒の避難誘導並びに救助に関すること。
		10	社会教育施設及び関連施設の被害状況の調査及び応急復旧対策に関すること。
		11	文化財の保護に関すること。
		12	図書管理に関すること。
医療対策部	医療班	1	被災者に対する医療及び助産に関すること。
		2	災害時における入院患者の避難及び誘導に関すること。
		3	災害地での仮設医療施設確保に関すること。
		4	災害時における医療品等の確保及び配分に関すること。

本表は、災害諸対策のため職員が取り組むべき基本的な事項の業務分担として例示したものである。

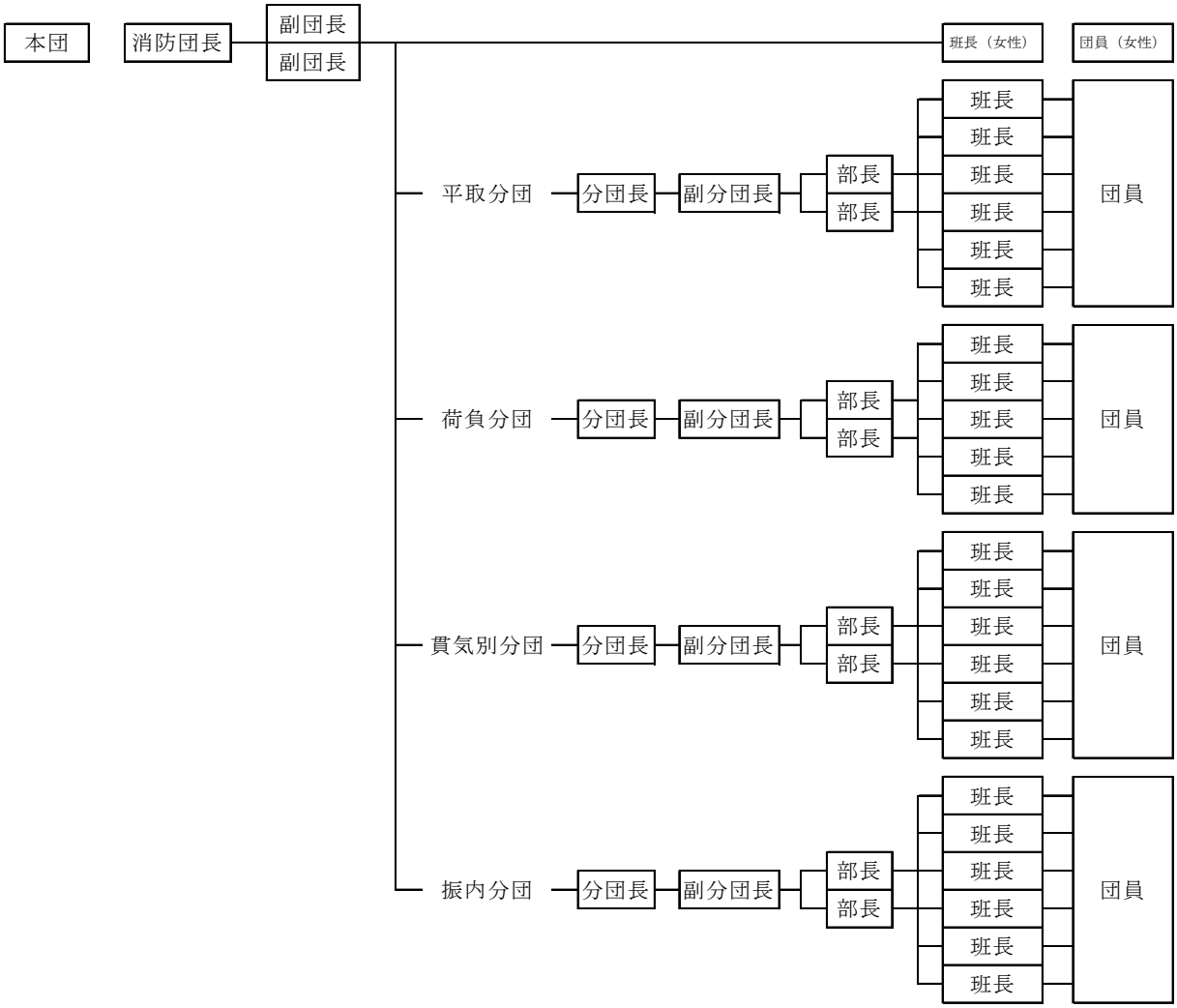
しかし、災害発生状況等を勘案し、災害対策本部や対策部長との協議連携を密にした中で緩急軽重を判断し、臨機応変な応急対策に臨むことが求められる。

町内における被害の実態を把握し、町民の生命、身体及び財産を守ることを最優先とする活動を行うものとする。

別表３　日高西部消防組合組織図



別表４　日高西部消防組合平取消防団組織図



名　称	位　　置	管　轄　区　域
平取分団	平取町本町３７番地１	川向、紫雲古津、去場、荷菜、本町、小平、二風谷
荷負分団	平取町字荷負８５番地６	荷負、長知内
貫気別分団	平取町字貫気別１２１番地９	貫気別、旭、芽生
振内分団	平取町振内町２８番地１１	幌毛志、振内町、岩知志、仁世宇、豊糠

別表５　重要水防箇所判定基準（案）国管理

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水（溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤後 ・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

別表６　　重要水防箇所（国管理河川）

河川名	地先	左右岸	延長（Km）	位置（KP）	重要度
沙流川	二風谷	左岸	0.2	19.1	A
沙流川	二風谷	左岸	1.8	20.1	B
沙流川	二風谷	左岸	0.2	21.3	B
沙流川	去場	右岸	0.8	10.6	B
沙流川	去場	右岸	0.6	11.5	B
沙流川	荷菜	右岸	0.4	12.2	B
沙流川	本町	右岸	0.4	13.6	B
沙流川	本町	右岸	1.0	14.3	B
沙流川	紫雲古津	右岸	1.4	30.2	A
沙流川	紫雲古津	右岸	0.2	7.3	B
沙流川	紫雲古津	右岸	1.4	8.1	B
沙流川	去場	右岸	0.6	11.9	B
沙流川	本町	右岸	0.4	14.2	B
沙流川	本町	右岸	0.4	15.6	B
沙流川	紫雲古津	右岸	0.2	7.3	B
沙流川	紫雲古津	右岸	0.6	7.7	B
沙流川	去場	右岸	1.4	11.9	B

別表７　水防報告様式

●●における水防活動
（○○消防団・　　年　　月　　日～　　日）

○概　要

活動時間	出動延人数	主な活動内容

（写　真）

（写　真）

（地　　図）

資料１

平取町水防協力団体指定要領

第１条　通則

平取町における水防協力団体の指定は、水防法（以下「法」という。）及び国土交通省令（以下「省令」という。）その他の法令ならびに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。

第２条　水防協力団体の要件

水防協力団体の指定にあたっては、法第 36 条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体（以下「法人等」という。）であり、かつ、反社会的勢力でないことをその要件とする。

第３条　水防協力団の業務

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うにあたっては、水防管理者の所轄化にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

(1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保したうえで行うことが可能な活動。
(2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管およびその提供
(3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
(4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
(5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
(6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前号各号に掲げる業務に付帯する業務

第４条　水防協力団体の申請方法

(1) 水防協力団体の要件を満たす者で平取町水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者あてに「平取町水防協力団体指定申請書」に「水防協力団体活動業務計画書」及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて申請するものとする。
(2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

第５条　水防協力団体の指定

(1) 水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる法人と認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対して「平取町水防協力団体認定書」を交付するとともに当該水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地を公示する。
(2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があった時は、当該届出に係る事項を公示する。

第６条　その他

(1) この要領を変更する必要が生じたときは関係機関と調整のうえ、改定するものとする。
(2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は令和８年４月１日から施行する。

様式１　水防協力団体指定申請書様式

平取町水防協力団体指定申請書

年　　月　　日

平取町長　様

住　　所
団体の名称
代表者氏名

水防法第 36 条第 1 項及び平取町水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、平取町水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体活動業務計画書」を添えて申請します。

様式２　水防協力団体活動業務計画書

年　　月　　日

平取町長　様

住　　所
団体の名称
代表者氏名

水防協力団体協力活動業務計画書

平取町の実施する水防活動に協力するため、以下の業務を実施します。

（自由記載）

【記載例】

平時の活動事例

・土のう袋など水防資機材や設備等の保管場所の提供
・水防団員・消防団員の募集ポスターや水防に関する動画等広報資料を水防協力団体のオフィスや店舗等に掲示
・講習会や研修会の実施を通じた水防知識の普及啓発
・小中学校や自治会に対する出前講座等の実施
・水防意識高揚のためのパンフレット作成や各種行事の開催
・水防演習や避難訓練への参加、物資提供、ブース出展　　など

災害時の活動事例

・土のうの袋詰めや運搬
・子供やお年寄りなどの救護
・住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援
・土のう袋など水防資機材の設備等の提供
・消防団員の休憩場所の提供　　など

様式３　水防協力団体認定書様式

平取町水防協力団体認定書

年　　月　　日

住　　所
団体の名称
代　表　者　　様

平取町長　○○　○○

水防法第 36 条第 1 項及び平取町水防協力団体指定要領の規定に基づき、貴団体を平取町水防協力団体に指定します。

資料２

平取町における水防協力団体との水防協働活動実施要領

第１条　通則

平取町水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体と、水防活動を行う消防機関（以下「消防団」という。）との連携については、水防法及びその関連通知並びに平取町水防計画のほか、この要領に定めるところによる。

第２条　消防団等と水防協力団体との連携

水防法第 36 条及び平取町水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団等による水防活動に対する協力業務であり、平取町からの情報提供や指導、助言を受け、水防団等と密接に連携して行うものとする。

第３条　活動報告書の提出

水防管理者は、水防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。

第４条　情報提供等

水防管理者は、平取町水防協力団体指定要領第 4 条に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。

第５条　その他

（1）この要領を変更する必要が生じたときは関係機関と調整のうえ、改定するものとする。

（2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は令和８年４月１日から施行する。

様式１　水防協力団体活動報告書様式

平取町水防協力団体活動報告書

年　　月　　日

平取町長　様

住　　所
団体の名称
代表者氏名

別紙のとおり、水防協力活動を実施したので平取町水防協力団体との水防協働活動実施要領第３の規定に基づき提出します